

京都市告示第366号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年10月25日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点 点
1	川島水0089号	西京区川島流田町80番地の34地先 同町80番地の110地先	
2	川島水0090号	西京区川島流田町80番地の14地先 同町80番地の13地先	
3	大枝水0200号	西京区大枝中山町10番地の174地先 同町10番地233地先	
4	大枝水0201号	西京区大枝東長町3番地の658地先 同町3番地の656地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点 点
1	大枝水0122号	西京区大枝沓掛町12番地の11地先 同町12番地の78地先	

(建設局土木管理部道路明示課)